（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

南アフリカ共和国	モーリタニア
ランド	ウギア
260	8,600
70	2,200
180	5,800
50	1,500
30	800
30	800

を

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリタニア
ランド	ポンド	ウギア
260	86	8,600
70	22	2,200
180	58	5,800
50	15	1,500
30	8	800
30	8	800

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

告　示

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町丑沢三番一から同市気仙町丑沢一三一番一まで	前	三一・〇〇～四五・〇〇メートル	〇・〇八〇〇キロメートル
	後	二八・六〇～四五・〇〇メートル	〇・〇八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社東北建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	早坂　秀文

(2)　変更年月日　平成二十五年五月十五日

○東北地方整備局告示第百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	江崎　賢二
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年三月三十日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	澤頭　潤
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月七日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号　北陸地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人　富山県建築住宅センター